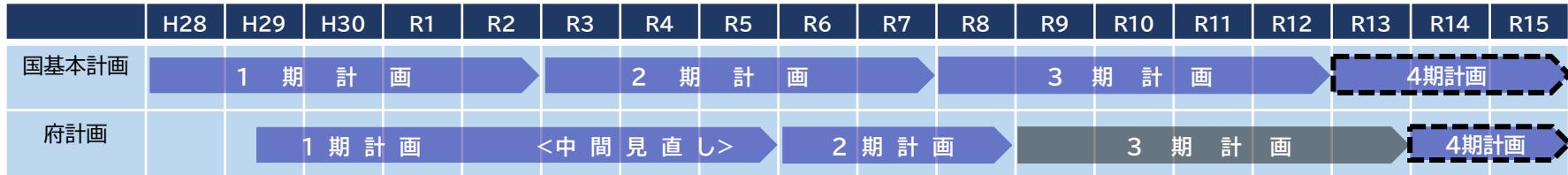


次期計画(府3期計画)の検討スケジュール

計画の整合性

- ・旧計画(府1期計画)は、期間中の令和3年度に中間見直しを実施して令和5年度までを計画期間とし、現行計画(府2期計画)は、令和6年度からの3年間を計画期間として、国の基本計画改定の翌年度に府計画を改定するサイクルとなっている。
- ・次期計画(府3期計画)は、令和9年度から13年度までの5か年として、法律や国計画との整合を図る予定。



【アルコール健康障害対策基本法第14条第3項】

少なくとも5年ごとに都道府県アルコール健康障害対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

国の動き

<国アルコール健康障害対策関係者会議>

- 第30回(令和6年10月28日) ・第3期基本計画の検討スケジュール
- 第31回(令和7年1月27日) ・第3期基本計画に向けた検討
- 第32回(令和7年3月24日) ・第3期基本計画に向けた検討
- 第33回(令和7年4月28日) ・第3期基本計画に向けた検討・現行基本計画の評価
- 第34回(令和7年6月30日) ・第3期基本計画に向けた検討
- 第35回(令和7年9月22日) ・第3期基本計画に向けた検討
- 第36回(令和7年11月17日) ・第3期基本計画に向けた検討・第3期基本計画素案
- 第37回(令和7年12月22日) ・第3期基本計画案



令和7年度中 国が第3期基本計画を策定予定

府の対応(予定)

令和8年度中 第3期計画を検討(夏頃と冬頃の部会開催を予定) ⇒ **令和9年3月末 第3期計画を策定**
 令和9年度～令和13年度 第3期計画に基づく取組